

群馬大学大学院理工学府運営会議規程

平成26. 4. 1 制定

改正 令和 7. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学大学院理工学府に、大学院理工学府及び理工学部（以下「学部等」という。）の迅速な意思決定を行うため、群馬大学大学院理工学府運営会議（以下「理工学府運営会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 理工学府運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部等の重要事項に関する事項
- (2) 学部等の教育研究に関する事項
- (3) 学部等のプロジェクト研究の推進に関する事項
- (4) 学府等に関連する将来計画に関する事。
- (5) その他学部等に関する必要な事項

(組 織)

第3条 理工学府運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理工学府長
- (2) 評議員
- (3) 副学府長及び副学部長
- (4) 物質・環境部門長、電子・機械部門長及び理工学基盤部門長
- (5) 事務部長
- (6) その他理工学府長が指名する教員 若干人

(議 長)

第4条 理工学府長は、理工学府運営会議を主宰し、その議長となる。

2 理工学府長に事故あるときは、副学府長又はあらかじめ理工学府長が指名した教授がその職務を代行する。

(会議の開催)

第5条 理工学府運営会議は、原則として毎月1回定期的に開催する。

2 理工学府長が必要と認めるときは、理工学府運営会議を臨時に招集することができる。

(議題の通知)

第6条 理工学府長は、理工学府運営会議の招集に先立ち、あらかじめ議題を全構成員に通知するものとする。

(会議の成立)

第7条 理工学府運営会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

(議決の方法)

第8条 理工学府運営会議の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第9条 理工学府長が必要と認めたときは、構成員以外の学部等の教職員を出席させることができる。ただし、議決に加えない。

(作業部会)

第10条 理工学府運営会議に、第2条に掲げる審議事項のうち、特定の事項について詳細等を検討させるため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関し必要な事項は、設置時において別に定める。

(事務)

第11条 理工学府運営会議の事務は、庶務係において処理する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理工学府教授会の議を経て、理工学府長が行う。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学大学院理工学府研究戦略会議規程（平成26年4月1日制定）は廃止する。
- 3 群馬大学大学院理工学府及び理工学部将来構想検討会議規程（平成26年4月1日制定）は廃止する。